

平成30年第12回

美幌町農業委員会総会議事録

平成30年3月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年3月26日(月) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	日下	優	君	農地部会長	2番	白石	愛	君
会長職務代理者	3番	大西	政雄	君		4番	根塚	信義	君
	5番	中村	寿恵子	君		6番	小林	勝義	君
	7番	小泉	豊和	君	振興副部会長	8番	加藤	安弘	君
	9番	佃	徹	君		10番	寺本	恵二	君
	12番	重清	幸良	君		13番	木村	勝彦	君
	15番	日並	洋	君		16番	齋藤	一男	君
農地副部会長	17番	東	砂裕理	君	振興部会長	18番	千葉	正美	君
	19番	松本	訓宜	君	会長	20番	鈴木	幸往	君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二	君	総務担当主査	佐々木	鑑仁	君
総務担当	中谷	賢司	君	臨時筆生	寺田	裕子	君

議事日程

平成30年第12回美幌町農業委員会総会
平成30年3月26日 午後1時30分開会

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第21号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6 | 議案第43号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第7 | 議案第44号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第12回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号8番加藤委員、同じく議席番号9番佃委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案2件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号11番日並一三委員、同じく議席番号14番西委員、本日、欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
議長	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。
議長	(口頭報告なし)
議長	何かご質問はございませんか。
議長	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号17号から18号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当主査	本件は経営移譲に伴い借受人を変更するための合意解約でございます。 内容番号17号と18号を一括してご説明致します。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、借借人は〇〇の〇〇さんです。合意解約並びに土地の引き渡しは平成30年3月6日でございます。内容番号17号ですが土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書4ページをご覧ください。契約期間は平成21年1月26日から平成30年12月14日まででございます。次に内

	<p>容番号18号ですが土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書4ページをご覧ください。契約期間は平成24年10月26日から平成34年8月24日まででございます。以上、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号17号から18号は承認することに致します。 報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は承認することに決定致します。</p>
議 長	<p>日程第6、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号55号。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全18件で内容につきましては農業公社からの賃貸借が7件、再貸付が11件となっております。</p> <p>内容番号55号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆。面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年3月31日までの5年間、利用調整日は平成30年3月14日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
18 番	<p>内容番号55号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付になったものです。</p> <p>〇〇さんは法人化し酪農業を営み意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号55号は適当と認めます。 内容番号56号。なお、内容番号56号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
総務担当主査	<p>内容番号56号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。</p> <p>利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年3月31日までの5年間、利用調整日は平成30年3月14日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお</p>

願ひ致します。

7 番 内容番号56号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、反当りの価格を4,500円から3,000円に変更したため、賃貸料が35,000円から25,000円になりました。また賃貸期間も10年間から5年間に変更となり再貸付となったものです。

〇〇さんは家族〇〇人で小麦、馬鈴薯、甜菜、玉ねぎを作付され、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひします。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号56号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長 内容番号57号から58号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査 内容番号57号と58号について一括ご説明致します。参考資料は6ページと7ページをご覧ください。

利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。まず内容番号57号についてご説明致します。本件は先の報告第21号内容番号17号で合意解約した案件です。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書12ページをご覧ください。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成30年12月14日までの1年間、利用調整日は平成30年3月8日でございます。次に内容番号58号についてご説明致します。本件は先の報告第21号内容番号18号で合意解約した案件です。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書12ページをご覧ください。

賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成34年8月24日までの4年間、利用調整日は平成30年3月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんより願ひ致します。

7 番 内容番号57号と58号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲したことにより農業公社から借りている農地の借受者を変更するものです。

〇〇さんは家族〇〇人で小麦、馬鈴薯、甜菜、大豆を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひします。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号57号から58号は適当と認めます。内容番号59号。

総務担当主査 内容番号59号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。

利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書12ページをご覧ください。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年1月25日までの5年

間、利用調整日は平成30年3月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号59号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は本年1月の総会で〇〇の〇〇さん、〇〇さんが農業公社に売買した農地で今月で研修を終える〇〇さんが新規就農する予定となっておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号59号は適当と認めます。
内容番号60号から61号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号60号と61号について一括ご説明致します。参考資料は9ページと10ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんです。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年3月31日までの5年間、利用調整日は平成30年3月9日でございます。内容番号60号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書13ページをご覧ください。次に内容番号61号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書13ページをご覧ください。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号60号と61号につきましては、只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族〇〇人で小麦、馬鈴薯、甜菜、大豆などを作付けされ、また〇〇さんは家族〇〇人で小麦、甜菜、大豆などを作付けされ、それぞれ意欲的に営農されていますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号60号から61号は適当と認めます。
内容番号62号。

総務担当主査

内容番号62号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件で使用貸借案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんです。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。賃貸期間は平成30年3月27日から平成40年3月31日までの10年間。利用調整日は平成30年3月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 5 番 内容番号62号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で〇〇さんに意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。
 〇〇さんは法人化し畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ありませんか。
 (「なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号62号は適当と認めます。
 内容番号63号。
- 総務担当主査 内容番号63号についてご説明致します。参考資料は12ページと13ページをご覧願ひします。
 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年1月25日までの5年間。利用調整日は平成30年3月8日でございます。
 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 8 番 内容番号63号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は1月総会において〇〇の〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが公社事業5年で賃貸するものです。
 〇〇さんは家族〇〇人で小麦、馬鈴薯、ビート、人参などを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。
- 議 長 ご異議ありませんか。
 (「なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号63号は適当と認めます。
 内容番号64号。
- 総務担当 内容番号64号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願ひします。
 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年1月25日までの5年間、利用調整日は平成30年3月8日でございます。
 以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 2 番 内容番号64号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は1月総会において〇〇さんが農業公社へ売買したもので〇〇さんが公社事業5年で賃貸するものです。
 〇〇さんは家族〇〇人で小麦、ビート、豆類を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。
- 議 長 ご異議ありませんか。
 (「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号64号は適当と認めます。
内容番号65号。

総務担当

内容番号65号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。本件は契約期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆。面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書13ページをご覧願います。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、利用調整日は平成30年3月14日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10番

内容番号65号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、〇〇さんが貸付している農地の一部を国に売却したため、賃貸面積が減少し賃貸借料が変更となりました。反当りの価格や賃貸期間には変更はなく再貸付となったものです。

〇〇さんは家族〇〇人で小麦、玉ねぎ、ビートを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号65号は適当と認めます。
内容番号66号。

総務担当

内容番号66号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件は契約期間満了に伴う再貸付案件で使用貸借案件になります。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡。賃貸期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、利用調整日は平成30年3月16日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2番

内容番号66号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは〇〇人で小麦、玉ねぎ、人参などを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号66号は適当と認めます。
内容番号67号。

総務担当

内容番号67号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。本件は契約期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、利用調整日は平成30年3月7日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号67号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族〇〇人で小麦、甜菜、キャベツ、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号67号は適当と認めます。
内容番号68号。

総務担当

内容番号68号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、利用調整日は平成30年3月13日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号68号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族〇〇人で甜菜、馬鈴薯、人参、豆類を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号68号は適当と認めます。
内容番号69号から70号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号69号と70号について一括ご説明致します。参考資料は19ページと20ページをご覧ください。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年3月31日までの5年間、利用調整日は平成30年3月15日でございます。内容番号69号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。次に内容番号70号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項

	<p>の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号69号と70号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。</p> <p>〇〇さんは家族〇〇人で畑作三品のほかキャベツ、人参を、また〇〇さんは家族〇〇人で畑作三品のほか玉ねぎ、人参を作付けされ、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号69号から70号は適当と認めます。 内容番号71号から72号は関連がございますので一括上程を致します。</p>
総務担当主査	<p>内容番号71号、72号について一括ご説明致します。参考資料は21ページと22ページをご覧願います。</p> <p>利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年3月27日から平成35年1月25日までの5年間、利用調整日は平成30年3月8日でございます。内容番号71号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書14ページをご覧願います。次に内容番号72号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書14ページをご覧願います。</p> <p>以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号71号と72号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は1月の総会において〇〇の〇〇さんが農業公社に売買したもので、今回、〇〇さんと〇〇さんが公社事業5年で賃貸するものです。</p> <p>〇〇さんは家族〇〇人で甜菜、小豆、馬鈴薯ほかを、また〇〇さんは家族〇〇人で酪農を営んでいるほか甜菜、小麦を作付けされ、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号71号から72号は適当と認めます。 議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号32号から37号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号33号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。</p>

(○○委員 退席)

総務担当主査

初めに農地法3条今月の概要についてですが賃貸借案件が7件、売買案件が1件、使用貸借案件が1件の合計9件となっております。

内容番号32号から37号までを一括ご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。貸付人は○○の○○さんでございます。申請理由は賃貸借。賃貸期間は許可日から9か月間。賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借件でございます。内容番号32号からご説明致します。借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆。面積は合計○○㎡でございます。続きまして内容番号33号をご説明致します。借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆。面積は合計○○㎡でございます。続きまして内容番号34号をご説明致します。借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆。面積は合計○○㎡でございます。続いて内容番号35号をご説明致します。借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆。面積は合計○○㎡でございます。続いて内容番号36号をご説明致します。参考資料は29ページをご覧ください。借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○内他計○○筆。面積は合計○○㎡でございます。続きまして内容番号37号をご説明致します。借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○内他計○○筆。面積は合計○○㎡でございます。

以上、6件につきましては取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料25ページから28ページ及び30ページ、31ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号32号から37号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は貸付人の○○さんが今年いっぱい、病気の治療に専念することになり地区内で話し合いを行い6名で耕作することになったものです。

○○さんは家族○○人で小麦、ビート、馬鈴薯、小豆などを、○○さんは家族○○人で小麦、ビート、玉ねぎ、馬鈴薯、大豆などを、○○さんは家族○○人で小麦、玉ねぎ、ビート、大豆を、○○さんは法人化し、大豆、馬鈴薯、小麦、玉ねぎを、○○さんは家族○○人で人参、玉ねぎ、小麦、ビートを、○○さんは家族○○人で大豆、小麦、玉ねぎを作付けされ、それぞれ意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを3月12日、私と木村委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」 の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号32号から37号は適当と認めます。

(○○委員 入席)

議 長

内容番号38号。なお、内容番号38号につきましては○○委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により○○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(○○委員 退席)

総務担当

内容番号38号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧ください。本件は売買案件であります。

譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおり

りで、権利の種別は所有権でございます。本件は対象農地の所有者である〇〇氏とそれに囲まれている農地の所有者である〇〇氏との間での所有権で今回、〇〇氏が〇〇氏の農地を買い入れすることで許可申請ができたものでございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料33ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号38号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は参考資料の図面にあるとおり〇〇さんのまわりにある〇〇さんの農地を売買するものです。

〇〇さんは家族〇〇人で小麦、大豆を作付けされ、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを3月11日、私と日下委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号38号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号39号。

総務担当

内容番号39号についてご説明致します。参考資料は34ページをご覧ください。本件は賃貸借案件であります。

貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書19ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、賃貸期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料35ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号39号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さん所有農地のうち〇〇の〇〇が耕作を希望したため賃貸借を行うことになったものです。

〇〇は法人で米、葉物野菜、ぶどうなどを作付けされ、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを3月13日、私と白石委員、寺本委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号39号は適当と認めます。
内容番号40号。

総務担当主査

内容番号40号についてご説明致します。参考資料は36ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件です。

貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇

○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡、申請理由は使用貸借、賃貸期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料37ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号40号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は経営移譲に伴う使用貸借案件です。昨年12月の総会において○○さん所有農地を息子さんの○○さんに使用貸借しましたが、今回は、昨年11月に亡くなった○○さんの父親の○○さんの農地について相続登記が完了したことからその分について息子の○○さんに使用貸借するものです。

○○さんは家族○○人で畑作三品、玉ねぎを作付され、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを3月10日に私と重清委員で確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号40号は適当と認めます。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了しました。

これもちまして、第12回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時30分